

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月13日29嘉鞍保第10372号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情報、並びに「日時」の列「H29.3.30」及び「H29.3.31」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された審査請求人の様子に関する記述は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、精神保健福祉相談記録、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく事前調査票に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」等の欄に記載された情報の一部については条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に、「対応者」の欄に記載された実施機関の職員名及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された情報の一部については同項第4号（行政運営情報）に、「疾患名」等の欄に記載された情報の一部については、同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

また、法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名については条例第14条第1項第4号（行政運営情報）に、「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報については同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年8月24日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年9月13日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年9月20日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成29年10月31日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 全ての機関とやりとりした内容を把握することにより、実施機関が適切な調査をし、今回の措置診察が行われたのかを確認するため。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。
- (3) 私の件において各機関と情報交換した内容を把握し、公平な精神医療が提供されたか疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

法第27条に基づく診察の要否を判断するための相談は、本人の意に反して行われたものであるため、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」、「援助方法」、「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された開示請求者以外の個人に関する情報を開示することにより、本人が措置診察に関する不満や、特定の個人に対し不信感を抱き、内容の真意や詳細を確かめるため、日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

法第27条に基づく診察の要否を判断するための相談は、本人の意に反して行われたものであるため、精神保健福祉相談記録の「対応者」、「実施内容・考察・問題点・方針」、事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障を来すおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

精神保健福祉相談記録の「疾患名」、「実施内容・考察・問題点・方針」等の欄は、相

談に対応した職員が、相談により得られた情報を評価し、相談対象者に対する支援の方向性や解決の優先度等について判断した内容等が記載されている。よって、開示することにより、職員が精神保健福祉相談記録を行う際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、相談内容の形骸化をもたらし、精神保健福祉相談業務の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

また、法に基づく事前調査は、法第27条の指定医による診察の要否を判断するためのものであるため、本人の認識と相違が生じる可能性がある。よって、法に基づく事前調査票に記載された「調査時の状況（現病歴、生活歴、家族歴）」等に記載された情報を開示することにより、調査を行う際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど事前調査の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する精神保健福祉相談記録及び法に基づく事前調査票に記載されている審査請求人に関する個人情報である。

ア 精神保健福祉相談記録について

法第47条では、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事等が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないとされている。

相談指導の内容は、心の健康についての相談指導から、診療を受けるに当たっての相談指導、社会復帰のための相談指導など、保健、医療、福祉の広範にわたり行われ、相談の結果に基づき、病院、診療所等の施設や自助グループへの紹介、福祉事務所、児童相談所その他関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク等が行われることとなっている。

本件精神保健福祉相談記録は、審査請求人や母親等を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容について実施機関の職員が記載したものであり、「疾患名」、「相談者氏名」、「相談目的（主旨）」、「生育及び生活歴」、「病歴」、「家族関係及び家族歴」、「日時、援助方法」、「実施内容・考察・問題点・方針」、「対応者」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

イ 法に基づく事前調査票について

法第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の要否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、「申請者・通報者・届出者名等」、「措置入院のための診察が必要と考えられる者」、「調査日」、「調査員所属」「調査員職氏名」、「調査対象者の所在地」、「申請・通報・届出に至る経緯等」、「調査時の状況（現病歴、生活暦、家族暦）」、「調査時の状況（問題行動・治療履歴等・現在（面接時）の状態）」、「家族等の氏名、年齢、続柄、連絡先」、「保険種別」、「主治医との連絡」、「事前調査の総合判定およびその時間」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された情報の一部、並びに「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された個人名であり、この情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」、「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された関係者の

個人名を開示することにより、審査請求人が、当該関係者と実施機関との間のやりとりの内容について、その詳細を確認したいとして、当該関係者の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

したがって、これらの情報を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

これに対して、「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る情報は、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められず、本号に該当しないと判断されるが、これを開示した場合、第4号に該当することが考えられるため、同号該当性については後述する。

また、「相談者氏名」の欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情報については、審査請求人以外の個人に関する情報であるが、審査請求人が知っている立場にあることが明らかであると認められるため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

(3) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事後的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした情報は、精神保健福祉相談記録の「対応者」の欄に記載された実施機関の職員名、「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された実施機関の職員名、「日時」の列「H29.3.30」及び「H29.3.31」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された審査請求人の様子に関する記述、並びに法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名である。これらの情報が本号に該当するか

否かについて以下判断する。

なお、上記(2)イで述べたように、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る情報が本号に該当するか否かについても判断する。

(7) 精神保健福祉相談記録の「対応者」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された実施機関の職員名について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件精神保健福祉相談記録の「対応者」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された実施機関の職員名を開示することにより、審査請求人が、自己の相談に対する当該職員の指導の内容や、家族又は家族以外の関係者と当該職員とのやりとりの内容等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) 精神保健福祉相談記録の「日時」の列「H29.3.30」及び「H29.3.31」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された審査請求人の様子に関する記述について

実施機関は、弁明書において、「当該情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障を来すおそれがあるため」と説明しており、具体的には、平成30年2月5日に「弁明書（条例第14条第1項第4号該当により不開示とした理由）の補足説明について」と題する書面で、「精神保健福祉相談指導業務における職員の評価が記載されている。よって、開示することにより当所へ情報の真偽や詳細を確かめるため頻繁に電話や訪問することが考えられる。このことにより、当所が本人についての詳細な情報を記載しなくなり、正確な事実の把握が困難となり、当所の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。」と説明している。

しかしながら、当該情報は、職員の評価というよりも、むしろ審査請求人の様子について事実が記載されているものと認められる。

また、当審議会が本件精神保健福祉相談記録を見分したところ、実施機関は、当該情報の前後に記載されている審査請求人からの相談内容や対応内容等については既の開示していることを確認した。

これらの点を踏まえると、当該情報を開示することにより、審査請求人が当該情報の真偽や詳細を確かめるために頻繁に電話や訪問したり、また、そのことによつて、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考え難く、本号に該当しないと判断される。

(ウ) 精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る

情報について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る情報を開示することにより、審査請求人が、相談内容や当該個人と実施機関の職員とのやりとりの内容等について、その詳細を確かめるため、当該個人に頻繁に電話をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、地方検察庁〇〇支部に係る情報を開示することにより、地方検察庁〇〇支部における今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

よって、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

(E) 法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名を開示することにより、審査請求人が、調査の内容や調査の結果等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(4) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、精神保健福祉相談記録の「疾患名」、「相談目的」、「生育及び生

活歴」、「病歴」、「家族関係及び家族歴」、「実施内容・考察・問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された情報の一部及び法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」、「調査時の状況（現病歴、生活歴、家族歴）」、「調査時の状況（問題行動・治療履歴等・現在（面接時）の状態）」、「事前調査の総合判定およびその時間」のそれぞれの欄に記載された情報の一部である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 精神保健福祉相談記録に記載された情報の一部について

本件精神保健福祉相談記録は、審査請求人や母親等を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容について実施機関の職員が記載したものであり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、相談に対応した職員が相談記録に記載を行う際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、相談記録の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(4) 法に基づく事前調査票に記載された情報の一部について

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の要否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、調査を行った職員が事前調査票に調査結果を記載する際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、事前調査の形骸化をもたらし、今後の事前調査業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。